

銚子市スポーツ施設ネーミングライツパートナー 募集要項

令和8年10月

銚子市教育委員会 社会教育課

1 目的

銚子市では、市が所有する施設の安定的な管理・運営や利用者へのサービス向上、公民連携による相互の活性化を図ることなどを目的に、市が所有するスポーツ施設を対象に愛称を付ける権利を取得するネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を次のとおり募集します。

2 対象施設と概要

(1) 銚子市体育館（銚子市前宿町 1 1 4 0 番地）

ア 設置年月：昭和 4 0 年 8 月

イ 施設規模：本館競技場 $34.2\text{ m} \times 40.17\text{ m} = 1373.82\text{ m}^2$
附属施設 男女更衣室、シャワー室（男女各 2 基）

ウ 利用状況：年間延べ利用者数

令和 7 年度 42,009 人

令和 6 年度 41,160 人

令和 5 年度 44,927 人

(2) 銚子市野球場（銚子市前宿町 5 0 5 番地）

ア 設置年月：昭和 2 6 年 6 月

イ 施設規模：右翼 92.0 m、左翼 92.0 m、中堅 118.0 m
一塁側スタンド席 486 人、三塁側スタンド席 486 人、
メインスタンド席 810 人

ウ 利用状況：年間延べ利用者数

令和 7 年度 4,760 人

令和 6 年度 5,538 人

令和 5 年度 9,009 人

(3) 銚子市スポーツコミュニティセンター（銚子市西小川町 5 0 0 0 番地）

ア 設置年月：平成元年 3 月

イ 施設規模：本館 1176.9 m^2 柔剣道場 2 面
弓道場（射座） 160.1 m^2 弓道場 5 人立

ウ 利用状況：年間延べ利用者数

令和 7 年度 39,897 人

令和 6 年度 40,428 人

令和 5 年度 26,328 人

3 応募資格

応募資格を有する者は、次の条件のいずれにも該当しない個人、法人及びその他団体とします。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 市税を滞納しているもの
- (3) 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの

- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中のもの
- (5) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定される営業を営む者
- (7) 代表者等（役員及び経営に事実上参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員等であるもの
- (8) その他ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

4 ネーミングライツ料

1 年あたり次に示す金額以上（消費税及び地方消費税は別途）を希望します。ただし、これに満たない金額を希望される場合でも申込みは可能です。提案内容を総合的に勘案し、パートナーを決定します。

なお、契約期間が 1 年に満たない年度については、月割によるものとします。

また、ネーミングライツ料に加え、応募者の独自提案としてスポーツ施設の維持管理に資する役務（サービス）の提供や物品の提供なども受け付け、評価の対象とします。

（役務の例）対応が困難な繁茂した草木の除草や樹木の剪定、設備の修繕など

（物品の例）スポーツ施設で利用可能な消耗品や備品の提供など

番号	施設名	希望金額
1	銚子市体育館	50 万円以上／年
2	銚子市野球場	50 万円以上／年
3	銚子市スポーツコミュニティセンター	20 万円以上／年

5 契約期間

(1) 契約期間

原則、契約締結日から 3 年以上 5 年以下の期間で 1 年を単位とすることを基本とし、応募者からの提案によるものとします。

(2) 愛称標示期間

契約で定めた日（愛称標示開始可能日）から契約満了日までとし、契約締結日までに、パートナーとの協議により決定します。また、当該期間には愛称の標示及び消去・撤去に係る期間が含まれます。

6 愛称の条件等

(1) 施設の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られるものとします。

(2) 提案のあった愛称は、市との協議により最終的に決定します。

- (3) 契約期間内の愛称の変更は、原則できません。
- (4) 次のいずれかに該当するものは、愛称とすることができません。
- ア 法令等に違反する又はそのおそれがあると認められるもの
 - イ 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるもの
 - ウ 人権侵害となる又はそのおそれがあると認められるもの
 - エ 政治活動又は宗教活動に当たると認められるもの
 - オ 社会問題等についての主義若しくは主張、意見広告又は個人の宣伝に当たると認められるもの
 - カ 美観風致を損なうおそれがあると認められるもの
 - キ 青少年の保護及び健全育成又は消費者保護の観点から適当でないと認められるもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあると認められるもの
 - ケ 商標権等、知的財産権その他第三者の有する権利を侵害するもの
 - コ その他適当でないと市長が認めるもの

7 パートナーメリット

スポーツ施設に企業の名称や商品名を付与することで、パートナーは、広告宣伝効果が期待できます。また、ネーミングライツ料がスポーツ施設の管理運営費用などに充てられることで、地域貢献企業としてのイメージ向上も期待されます。パートナーは、スポーツ施設及び敷地内の名称表示サインや看板などについて、変更や新規に設置することができます。また、市は、愛称の周知や普及について、次のように取り組むとともに、契約の更新を希望する場合は、優先交渉権を付与します。

- (1) 市が発行する広報誌や印刷物、市ホームページなどにおけるスポーツ施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。ただし、市が条例で定めている名称を併記する場合があります。
- (2) パートナーとして決定し、契約締結の段階に至った場合、市ホームページなどを通じ、パートナー及び愛称の周知に努めます。

8 費用負担

費用負担の区分は、次の表のとおりです。

区分	市	パートナー
施設及び敷地内外の表示の変更（看板・標識等）* ¹		○
契約期間終了後の原状回復		○
設置した看板などを起因とした第三者への損害賠償		○
市の印刷物やホームページの表示変更* ²	○	

* 1 敷地内の看板の表示変更は原則実施とし、敷地外の道路標識などについては、原則実施しないこととします。

* 2 印刷物については、改訂時期も考慮し協議のうえ、変更時期を決定します。

9 応募方法

(1) 募集期間

令和8年10月30日（金曜日）から12月11日（金曜日）まで（銚子市体育館の休館日を除く午前9時から午後4時30分まで）。募集期間内の応募状況により、募集期間を延長する場合があります。

(2) 提出書類

No.	書類名	様式
1	銚子市ネーミングライツパートナー申込書	様式1
2	銚子市ネーミングライツパートナー申込みに関する確約書	様式2
3	会社概要（会社案内パンフレット等）【法人のみ】	任意
4	地域貢献、文化事業等の社会貢献事業の実績・提案	様式3
5	個人：直近3年度分の所得証明書 法人：直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） 及び事業報告書	任意
6	個人：住民票 法人：法人登記事項証明書	各種証明書 （原本）
7	国税の納税証明書（所得税、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書）	
8	地方税の納税証明書（個人住民税、法人住民税、固定資産税などに未納がないことの証明書）*	
9	愛称に商品名等を使用する場合は、当該商品等の概要	任意

* 銚子市に対し納税義務がある場合は、（様式4）市税等納付状況確認同意書の提出に代えることができます。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

9(2)の提出書類の番号順でフラットファイルに綴じ、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙及び背表紙には「銚子市スポーツ施設ネーミングライツパートナー」及び申込者名を表示すること。

(4) 提出先・お問い合わせ先

〒288-0031 千葉県銚子市前宿町1140番地 銚子市体育館内
銚子市教育委員会 社会教育課 スポーツ振興室
電話 0479-24-9559（直通）

直接持参又は郵送で提出してください。電子メール又はFAXは不可。

(5) 質問受付

募集要項の内容などに関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年10月30日（金曜日）から11月13日（金曜日）まで（銚子市体育館の休館日を除く午前9時から午後4時30分まで）。

イ 受付方法

(様式5) 質問書に記入の上、持参、郵送又は電子メールで提出してください。

電子メール宛先：taiikukan@city.choshi.lg.jp

ウ 回答方法

質問及び回答は、令和8年11月25日（水曜日）までに市ホームページにて公表します。

URL：<https://www.city.choshi.chiba.jp/kurashi/index0274.html>

(6) 施設見学

施設見学が必要な場合には、事前に9(4)の提出先・お問い合わせ先までご連絡ください。ただし、現地での確認事項や質問に関しては、前号の質問及び回答に含め公表しますので、質問の受付期間内をお願いします。この期間を過ぎますと施設見学のみとなります。

10 選定方法

(1) 選定委員会

パートナーの決定にあたり、銚子市スポーツ施設ネーミングライツパートナー選定委員会を設置し、交渉権者について審査及び選定を行います。

(2) 審査方法

応募条件を満たしていると判断された応募者を対象として、審査項目に基づいて得点化し、最高得点獲得者を決定します。最高得点獲得者の合計得点が最低基準点（60点）を超えている場合、交渉者として選定します。必要に応じて応募者にヒアリングを行う場合があります。

(3) 審査基準（評価項目・配点）

評価項目	評価の視点	配点
愛称案	・市民にとって親しみやすいか、わかりやすいか。 ・施設の設置目的やイメージと整合しているか。	20
地域貢献等	・市内に本社、支店、工場などを有しているか。 ・地域貢献などの市への関わりがあるか。	20
付帯提案	・内容が市民の利益となるか。 役務の提供の有無、その内容や頻度など スポーツ施設の魅力向上などに資する取組 地域貢献やスポーツ振興への取組 パートナーに相応しい企業理念やコンプライアンスの取組	10
契約期間	・安定したネーミングライツの運用が図られる期間か。	10
ネーミングライツ料	・応募金額（年額）が最高の者を1位として40点を付与する。 ・2位以下は算定基準の算定式を用いて算定する。	40
計		100

(4) 選定結果の通知

審査結果は、書面により通知します。

(5) 交渉権者との協議

市と交渉権者となった応募者との間で、契約締結に係る必要事項について協議を行います。

なお、交渉権者との協議が不調となった場合は、次点者を新たな交渉権者とし、協議を行うものとします。

1.1 パートナーの決定（契約の締結）及び公表

- (1) 交渉権者との協議が整った場合は、交渉権者をパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。
- (2) 契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページに公表します。

1.2 スケジュール

項目	予定時期
募集要項等の公表、募集開始	令和8年10月30日（金）
質問書の受付期限	令和8年11月13日（金）
質問への回答期限	令和8年11月25日（水）
応募期限	令和8年12月11日（金）
審査	令和8年12月下旬
交渉権者の決定、選定結果通知	令和9年1月上旬
交渉権者との協議	令和9年1月～2月
ネーミングライツパートナー決定及び公表 ネーミングライツ契約締結	令和9年2月
愛称の使用開始	令和9年4月以降（予定）

1.3 その他

- (1) パートナーの信用失墜行為に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除する場合があります。その場合において、既納のネーミングライツ料は返還しないものとし、原状回復に必要な費用は、パートナーが負担するものとします。

なお、契約の解除に伴いパートナーやその関係者に損害が生じた場合においても、市は一切の責任を負わないものとします。

- (2) 応募に係る一切の費用については、すべて応募者の負担とします。
- (3) 書類提出後に辞退する場合は、（様式6）辞退届を提出してください。
- (4) 本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めることとします。